

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成二十三年内閣府令第十四号）

改正案	現行
<p>附則 1・2（略）</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により、同項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十三年四月一日前の各期間に係る法第七条第一項の規定による説明書類の作成又は法第八条第一項の規定による報告（以下この項において「平成二十三年四月一日前の各期間に係る説明書類の作成又は報告」という。）を行うことに支障が生じた金融機関（法第二条第一項（第四号及び第七号から第十四号までを除く。）に規定する金融機関をいう。）は、この府令による改正後の中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令別紙様式第一号又は第二号の例により平成二十三年四月一日前の各期間に係る説明書類の作成又は報告をすることができず、この場合においては、その理由をこれらの様式に注記しなければならない。</p>	<p>附則 1・2（略） （新設）</p>